

# きよしきがわ

# 令和4年7月号

清色地区の合言葉

「安心・安全で潤いと活力に満ちた共生・協働の町づくり」

発行：清色地区コミュニティ協議会	TEL 44-4222
清色地区コミュニティ協議会長	長坂 正雄
清色地区コミュニティ主事	春田 明美
清色地区コミュニティ協議会職員	高山 美恵



## 地区防災会議が開催されました

5/27（金）清色地区コミュニティセンターにて自治会長・各団体代表の方を対象とした地区の防災会議が開催されました。昨年度の清色地区避難者状況や清色地区避難所の確認、避難行動要支援者避難支援等制度の取り組みについての説明がありました。

清色地区の避難場所は、入来中学校・コミセン・入来小学校・入来支所となっております。



## ありがとうございました

6/5（日）コミ周辺の草払い作業をしていただきました。太陽・まち・中須・諏訪・久木宇都の自治会長様有難うございました。



～焼却を行う時は次のことを守りましょう～

- ① 必ず最寄りの消防署へ届け出ること。（軽微なものは電話の届出で受理します）
- ② 複数人で行い、火が消えるまで監視すること。
- ③ 消火器や水バケツなど、消火用具を準備して行うこと。
- ④ 枯草などは集積し、一度に複数の場所で行わないこと。
- ⑤ 風の強い日は行わないこと。
- ⑥ 焼却に伴う煙と臭いは周囲の人に迷惑をかける行為ですので、焼却を行う際は、近隣所にも承認を得ることでトラブル防止になります。

△消防署への届け出は、火災の煙と間違わないようにするために、焼却の可否を判断するものではありません。消防署へ届け出ても、例外を除き、廃棄物の焼却は禁じられているため廃棄物の処理及び清掃に関する法律で処罰されることがあります。